



利用料金表

A 介護保険 利用者負担分 31日分 (基本利用料+加算)

	介護保険負担割合証		
	1割	2割	3割
要介護 1	21.421	42.842	64.263
要介護 2	23.653	47.306	70.959
要介護 3	26.040	52.049	78.058
要介護 4	28.334	56.637	84.940
要介護 5	30.535	61.039	91.543



加算	
1割	4.805円
2割	9.610円
3割	14.415円
上記以外に、個別に該当がある場合には、別途加算されるものがございます。 個別加算・・・療養食加算 若年性認知症加算 など	

(注意) 国の定めによる端数処理を行いますので、誤差が生じることがあります。

また、加算は提供状況等により変更される場合があります。

B 食費 居住費 31日分

	介護保険負担限度額認定証		
	居住費	食費	食費・居住費合計
4段階	61.070	44.795	105.865
3段階-2	40.610	42.160	82.770
3段階-1	40.610	20.150	60.760
2段階	25.420	12.090	37.510
1段階	25.420	9.300	34.720

4段階・・・減額対象外

認定証は、松戸市介護保険で申請を行って頂く必要がございます。

C 処遇改善加算

A+B に対して、
介護職員処遇改善加算(8.3%)
介護職員等特定処遇改善加算
(2.7%) を各々加える

$$(A+B) \times 8.3\% = \text{①}$$

$$(A+B) \times 2.7\% = \text{②}$$

$$\text{①} + \text{②} = C$$

D その他 費用

喫茶費	1カ月	3.100円
電気製品持ち込み代 (該当の場合)	1カ月	300円~600円
複写物交付 (該當時のみ)	1枚	10円
個別支援費 (該當時のみ)	30分	700円



E D以外に実費が予想されるもの

- 医療費 ○ ショッピング ○ 嗜好品の購入 ○ 予防接種等 ○ クラブ活動費
- 日常生活上、個人で使用する代金の費用で、ご負担いただく事が適当であるもの
- 理美容代 (カットやパーマ等の代金)



A + B + C + D が利用料金となります。

E に関しましては、該当の方のみ実費がかかります。